

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、土木工事業を行う会社A（以下「会社」という。）に採用され、Bにおいて、建設工事（以下「本件工事」という。）に作業員として従事した。
- 2 請求人は、同年○月○日、C医療機関に受診したところ「双極性感情障害」と診断された。請求人によると、本件工事において、上司から言い掛かりのような叱責を受けたこと、放射線の影響が大きい雨の日も就労させられ、安全でない労働環境におかれたことなどにより不眠等の症状が出現したという。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであり、障害が残存したとして障害補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、D医師は、○年○月○日付け意見書において、E医師の意見書等を踏まえた上で、請求人は○年○月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F31 双極性感情障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと述べている。当審査会としても、請求人の症状とその経過等に照らし、D医師の意見は妥当であると判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由(略)に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①上司とのトラブルがあったこと、②放射線管理に関する問題があったこと、③過酷な作業環境であったこと、④賃金不払があったことを主張している。

ア ①の出来事について

請求人は、○年○月○日、Fから「安全帯を2丁かけていなかった。」と言いつけられ、請求人が「かけていましたよ。」と説明しても、Fは「おれは見てた」と言い張ったという。また請求人は、「身体的な暴力は受けていませんが、嫌みといった言葉の暴力が多かった」と主張している。

Fによると、同日の出来事について、要旨、「請求人が作業中に高い場所に登るときに安全帯のセーフティーロックをしていなかったことから、注意した。」ところ、請求人は反論し、次第に興奮して「なんだこの野郎」と怒鳴り出し、「こんなことやってられない」「辞めてやる。」と叫んで宿舎か

ら出て行ってしまったと述べている。

同出来事は、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するが、請求人の安全に関わることで、Gの申述を踏まえると、請求人はセーフティーロックをせずに業務に従事していたと考えられることから、「業務指導の範囲内である指導を受けた」と推認されるものであり、当審査会としても、決定書理由（略）に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ ②の出来事について

請求人は、雨が降る日は放射線を浴びる危険が高くなるため作業を行わないとの説明を受けたが、雨の日に作業があり恐怖を感じた、また、食事や着替えを屋外でさせられたため、放射線の悪影響について非常に不安を感じた旨主張している。

まず、雨の日の作業に関して、Hらは、雨の日には放射線を浴びるため危険だという話は聞いたことがなく、例外はあるものの、タンクに使用するシーリング材が固まらなくなるため、基本的に雨の日の作業はない旨申述している。

また、具体的な放射線管理については、各作業員の日々の被ばく線量は作業終了後に渡されるメモにて確認でき、さらに指定解除者放射線管理記録でも請求人の○年○月から○月までの被ばく線量は、外部被ばく線量が○.○ミリシーベルト、内部被ばく線量は○ミリシーベルトであり、放射線管理状況等について問題があったとは認められない。

ウ ③の出来事について

夏季の炎天下でタイベックスを着て面体を装着しての作業は、一般的な工事作業に比べて負担は大きかったと推認されるが、作業時間が3～4時間程度と短時間に設定される配慮がなされており、事前の説明と比べて作業内容や作業環境が悪化したとまで評価することはできない。

エ ④の出来事について

請求人が雇用期間の途中で職場を離脱したことから、賃金の支払が遅れたことは認められるが、○年○月及び同年○月分の賃金は同年○月○日に会社

より支払われていることが確認できる。

オ よって、②、③及び④の各出来事については、決定書理由（略）に説示する
とおり、具体的出来事の心理的負荷として評価できないと判断する。

カ 上記のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事
は、その総合評価が「弱」となる出来事が1つであるから、業務による心理
的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した
本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに
足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、
請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。